

令和元年

議会運営委員会記録

令和元年9月3日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和元年9月3日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時48分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	齊 藤 克 己 議員	副 委 員 長	熊 谷 二 郎 議員
委 員	安 保 友 博 議員	委 員	猪 原 陽 輔 議員
委 員	赤 松 祐 造 議員	議 長	吉 田 武 司 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
総務部次長兼 総務人権課長	寄 口 昌 宏	秘書広報課長	松 戸 克 彦

◇事務局職員

議会事務局長	本 間 修	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	細 野 千 恵	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
令和元年和光市議会9月定例会の会期日程等について
- 特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて
議員研修会について
その他

午前 9時30分 開会

○齊藤克己委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、令和元年9月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましては、9月5日に開会すべく、8月29日に招集告示をさせていただいたところでございます。

まず初めに、このたびの元職員の不祥事につきまして、昨日窃盗容疑で4回目の逮捕がございました。これは、これまでの不祥事の捜査の中で発覚したものでありまして、事件の拡大には強く責任を感じているところでございます。

また、連続する事件の拡大に対しまして、被害を受けられました方、そして市民の皆様、議員の皆様には改めまして心からおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

さて、今後でございますが、9月6日に第1回目が開催されます第三者委員会からの答申を踏まえまして、二度とこのような不祥事が発生しないよう、再発防止の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、提出する案件について御説明いたします。

提出する案件は、報告が2件、人事案件が1件、専決処分の承認が1件、民間収益事業用地における建設期間の無償貸付が1件、条例の制定及び一部改正が5件、市道路線の認定及び廃止が2件、補正予算が6件、歳入歳出決算の認定が7件の合計25件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○齊藤克己委員長 市長は公務のため退席されます。

休憩します。(午前 9時32分 休憩)

再開します。(午前 9時33分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和元年和光市議会9月定例会の会期日程等について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議員研修会についてであります。

本日の資料を確認します。本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定として、令和元年和光市議会9月定例会の会期日程等についてを議題とします。

提出議案は、報告2件、議案23件です。

提出議案の説明をお願いします。

安井総務部長。

○安井総務部長 おはようございます。

それでは、本議会に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、報告第5号、継続費の精算報告について説明いたします。

本報告は、庁舎防災拠点整備事業について、継続費に係る継続年度が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、精算報告書を調製し、報告するものであります。

次に、報告第6号、平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定したため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

次に、議案第41号、和光市教育委員会教育長の任命について説明いたします。

和光市教育委員会教育長の戸部恵一氏の任期が令和元年9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

令和元年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第1号）については、参議院埼玉県選出議員補欠選挙の執行に係る経費を追加計上するものであります。

当該補正予算につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため、その承認を求めるものであります。

次に、議案第43号、広沢複合施設整備・運営事業の民間収益事業用地における建設期間の無償貸付について説明いたします。

和光市広沢複合施設整備・運営事業における民間収益事業用地については、定期借地権設定契約を行いますが、建設期間は収益が見込めないため、民間収益事業用地を建設期間に無償貸し付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号、和光市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令が一部改正され、令和元年11月5日から、本人からの届け出により住民票に旧氏を現在の氏と併記する取り扱いが開始されることに伴い、印鑑登録

においても旧氏での登録が可能となるよう所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

次に、議案第45号、市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて説明いたします。

今回の条例制定は、職員の不祥事に伴う自戒措置として、市長及び副市長の給料を一定期間減額するものであります。

次に、議案第46号、和光市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことなどに伴い、令和元年第1回臨時会で専決処分の承認をいただいたもの及び改正内容の一部について議決をいただいたもの以外について所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

改正内容につきましては、住民税申告の簡略化と軽自動車税の特例について見直しを行うものであります。

次に、議案第47号、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、幼児教育・保育の無償化の実施等に伴い、和光市保育の必要性の認定に関する条例、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例について所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

次に、議案第48号、和光市産業振興条例を定めることについて説明いたします。

市民、事業者、その他の団体等及び市が連携して産業振興に資する施策を協働して推進することにより、地域経済の活性化及び地域社会の発展を図り、もって市民生活の向上に寄与するための産業振興に関する基本的な事項を定めた条例を制定したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第49号、市道路線の廃止について説明いたします。

中央第二谷中土地区画整理事業の換地処分の公告に伴い、当該事業区域内の2路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第50号、市道路線の認定について説明いたします。

中央第二谷中土地区画整理事業の換地処分の公告に伴い廃止する路線のうち、当該事業区域外の路線を再度市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第51号、令和元年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億7,885万

5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278億8,454万8,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

款2総務費では、外環ふたかけ上部利用において、公民連携による事業手法の検討を行うための業務委託料を追加計上するほか、庁舎受変電設備改修工事を減額するなどしております。

款3民生費では、幼児教育・保育無償化の実施に伴う経費や、北原小学校放課後こども総合プラン一体型施設新設工事を追加計上するなどしております。

款5労働費では、勤労青少年ホーム敷地購入費を追加計上しております。

款8土木費では、水路17号線支障物撤去工事や、水路117号線土砂撤去工事を追加計上するほか、道路の維持補修工事を増額するなどしております。

款10教育費では、北原小学校及び第二中学校における特別支援学級等整備工事設計業務委託料や、坂下庭球場原状回復工事を追加計上するなどしております。

款11公債費では、市債償還額の確定に伴い、元金及び利子償還額をそれぞれ減額しております。

款12諸支出金では、財政調整基金等への積立金を増額しております。

次に、主な歳入について説明いたします。

款11地方特例交付金では、交付額の決定に伴い、減収補てん特例交付金を減額するほか、幼児教育・保育無償化に伴い創設された子ども・子育て支援臨時交付金を追加計上しております。

款14分担金及び負担金では、保育園入所児童保護者負担金や、ごみ広域処理負担金を減額し、款15使用料及び手数料では、市庁舎駐車場使用料を増額しております。

款16国庫支出金では、子育てのための施設等利用給付交付金を追加計上するほか、子供のための教育・保育給付交付金や子ども・子育て支援整備交付金を増額するなどしております。

款17県支出金では、子育て支援施設等利用給付費負担金や、埼玉県ふるさと創造資金を追加計上するほか、埼玉県子ども・子育て支援整備交付金を増額するなどしております。

款19寄附金では、和光市まちづくり寄附条例寄附金を増額し、款20繰入金では、前年度介護保険特別会計収支精算金繰入金を追加計上しております。

款21繰越金では、前年度の実質収支額が当初予算額を上回ったことから、9億6,356万円を増額しております。

款22諸収入では、平成30年度に係る国庫及び県支出金の精算に伴って追加交付となる負担金をそれぞれ追加計上し、款23市債では、北原小学校放課後こども総合プラン一体型施設新設事業債を追加計上するなどしております。

また、今年度中に事業の終了が見込めない事業として、北原小学校放課後こども総合プラン一体型施設整備事業を繰越明許費とするほか、債務負担行為の補正では、和光市史編さん業務委託を追加するものであります。

次に、議案第52号、令和元年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につ

いて説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,653万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億760万2,000円とするものであります。

初めに、歳出について説明いたします。

款6基金積立金では、前年度歳計剰余金の一部を国民健康保険財政調整基金へ積み立てるため増額しております。

次に、歳入について説明いたします。

款8繰越金では、平成30年度決算が確定したことにより、前年度歳計剰余金を増額しております。

次に、議案第53号、令和元年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ151万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,352万5,000円とするものであります。

初めに、歳出について説明いたします。

款1後期高齢者医療広域連合納付金では、歳入に連動して、平成30年度後期高齢者医療保険料徴収額の確定に伴い、後期高齢者医療保険料等負担金を増額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

款3繰越金では、平成30年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を増額するものであります。

次に、議案第54号、令和元年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,150万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億1,489万円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

款4市町村特別給付費では、紙おむつ等支給について、地域支援事業費へ移行するため減額しております。

款5地域支援事業費では、第7期介護保険事業計画に基づき、介護予防拠点を開設し、新たに介護予防事業を実施するため、介護予防・生活支援サービス事業委託料を増額しております。

また、款4市町村特別給付費より移行した紙おむつ等の支給分として、日常生活圏域ネットワーク事業を増額しております。

款8基金積立金、款9諸支出金では、平成30年度の介護給付費、地域支援事業費及び介護保険事業費が確定したことに伴い、国・県等の負担金の返還金及び市の負担分となる一般会計繰越金を計上するほか、介護給付費準備基金積立金を増額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

款2国庫支出金、款3支払基金交付金、款4県支出金では、介護予防・生活支援サービス事

業の増額及び日常生活圏域ネットワークの増額に伴い、増額しております。

款6繰入金では、歳出予算に連動する形で増額しております。

款7諸繰越金では、平成30年度決算が確定したことにより増額するものであります。

次に、議案第55号、令和元年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,242万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ10億3,594万7,000円とするものであります。

初めに、歳出について説明いたします。

款2区画整理事業費では、工事請負費について、早期移転を図るため仮設店舗兼仮倉庫の建設工事費を増額及び償還金・利子及び割引料について、償還金の借入れ利率が確定したため減額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

款1国庫支出金において、社会資本整備総合交付金の減額、款3繰越金において、平成30年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を増額、款5市債において、交付金の減額に伴い公共事業債を減額し、地方道路等整備事業債を増額するものであります。

また、款2繰入金においては、歳入歳出増額に合わせて一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第56号、令和元年度埼玉県和光市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定予算第5条に定めた継続費の総額を7億9,080万円とし、令和2年度の年割額を3,576万円増の5億7,080万円に改めるものであります。

次に、議案第57号、平成30年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号、平成30年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号、平成30年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号、平成30年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号、平成30年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5議案について一括して説明いたします。

それぞれの議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度の決算について監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

初めに、議案第57号、平成30年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

それでは、議案の26ページをごらんください。決算書26ページになります。よろしいでしょうか。

平成30年度の決算額は、歳入総額276億5,790万7,005円、歳出総額260億3,508万1,365円となり、前年度と比較して、歳入については11億6,579万8,740円、4.4%の増加、歳出については

7億6,417万6,103円、3.0%の増加となっております。

その結果、歳入歳出差引額は16億2,282万5,640円で、翌年度に繰り越すべき財源として1億5,926万5,080円を控除しますと、実質収支額は14億6,356万560円、前年度と比較して3億4,036万5,287円の増加となっております。

次に、議案第58号、平成30年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

32ページをごらんください。

平成30年度の決算額は、歳入総額75億9,344万8,920円、歳出総額73億1,691万5,016円となり、前年度と比較して、歳入については10億5,780万5,373円、12.2%の減少、歳出については6億3,908万2,345円、8.0%の減少となっております。

その結果、歳入歳出差引額は2億7,653万3,904円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も2億7,653万3,904円となり、前年度と比較して4億1,872万3,028円の減少となっております。

次に、議案第59号、平成30年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

36ページをごらんください。

平成30年度の決算額は、歳入総額6億8,331万7,275円、歳出総額6億8,180万6,254円となり、前年度と比較して、歳入については1,830万3,696円、2.8%の増加、歳出については1,845万4,765円、2.8%の増加となっております。

その結果、歳入歳出差引額は151万1,021円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も151万1,021円となり、前年度と比較して15万1,069円の減少となっております。

次に、議案第60号、平成30年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

42ページをごらんください。

平成30年度の決算額は、歳入総額36億1,981万479円、歳出総額35億1,121万7,297円となり、前年度と比較して、歳入については5,734万8,244円、1.6%の増加、歳出については4,429万9,102円、1.3%の増加となっております。

その結果、歳入歳出差引額は1億859万3,182円で、翌年度に繰り越すべき財源として194万4,000円を控除しますと、実質収支額は1億664万9,182円となり、前年度と比較して1,387万1,142円の増加となっております。

次に、議案第61号、平成30年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

46ページをごらんください。

平成30年度の決算額は、歳入総額9億9,642万596円、歳出総額8億8,036万5,074円となり、前年度と比較して、歳入については1億8,251万6,003円、15.5%の減少、歳出については2億

1,135万9,529円、19.4%の減少となっております。

その結果、歳入歳出差引額は1億1,605万5,522円で、翌年度に繰り越すべき財源として5,988万8,921円を控除しますと、実質収支額は5,616万6,601円となり、前年度と比較して1,945万4,075円の減少となっております。

なお、主要な施策の成果と予算執行の実績は、別冊の報告書のとおりでございます。

次に、議案第62号、平成30年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明いたします。

水道決算書をごらんください。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度の決算について監査委員の意見を付して議会の承認を求めます。

それでは、1ページから2ページをごらんください。

収益的収入及び支出では、歳入決算額は14億4,911万1,490円で、前年度より1,283万9,720円の増額となり、支出決算額については、12億8,365万7,361円で、前年度より2,368万6,565円の増額となりました。

次に、3ページから4ページをごらんください。

資本的収入及び支出では、収入決算額は565万2,596円で、前年度より150万3,810円の減額となり、支出決算額については4億7,584万4,751円で、前年度より1億1,236万2,949円の増額となっております。

次に、5ページをごらんください。

平成30年度の経営成績をあらわす水道事業損益計算書では、営業収益が営業費用を下回ったため2,784万1,345円の営業損失に、経常利益は1億3,386万8,227円となっており、当年度は1億3,376万9,419円の純利益となっております。

次に、6ページをごらんください。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについては、未処分利益剰余金から4,000万円を減債積立金へ積み立てし、2億365万8,387円を資本金に組み入れるため、剰余金の処分について議会の議決を求めます。

次に、議案第63号、平成30年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明いたします。

次に、下水道決算書をお開きください。

こちらは地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度の決算について監査委員の意見を付して議会の認定を求めます。

それでは、1ページから2ページをごらんください。収益的収入及び支出では、収入決算額は11億7,248万7,578円で、前年度より4,501万8,521円の増額となり、支出決算額については9億9,438万5,863円で、前年度より2,152万6,226円の減額となっております。

次に、3ページから4ページをごらんください。

資本的収入及び支出では、収入決算額は2億4,922万62円で、前年度より333万1,605円の減額となり、支出決算額については6億9,329万589円で、前年度より6,876万9,536円の増額となっております。

次に、5ページをごらんください。

平成30年度の経営成績をあらわす下水道事業損益計算書では、営業利益は626万3,335円、経常利益は1億6,478万801円となっており、当年度は1億6,470万6,212円の純利益となっております。

次に、6ページをごらんください。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて、未処分利益剰余金から1億4,841万5,477円を資本金へ組み入れるため、剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

以上が説明となります。よろしくお願いたします。

○齊藤克己委員長 以上で提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前10時10分 休憩）

再開します。（午前10時11分 再開）

まず初めに、議案の先議についてです。

初めに、報告第5号と第6号は議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は通告をとらず開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第41号は人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、討論を省略し、開会日に起立採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第42号は専決処分に係る案件ですので、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第57号から第63号までの各会計及び事業決算は、各常任委員会に付託したいと思います。

なお、決算に係る総括質疑及び閉会日の委員長報告に対する質疑は、先例により行わないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、熊谷副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、請願についてであります。今回は提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。

次に、陳情についてです。議会事務局に持参し、提出されたものについて陳情4件を受理しています。

受理した陳情は本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

また、郵送で提出された陳情はありませんでしたので、御報告いたします。

それでは、熊谷副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回受理した陳情の審査は、ただいまのとおり決定いたしました。

次に、一般質問についてであります。通告者は16人です。質問時間は申し合わせにより、再質問も含めて1人30分以内としたいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は26日間とし、常任委員会は決算の議案がありますので、5日間とし、両常任委員会を同時開催としたいと思います。

また、一般質問は4日間とし、いずれも1日4人としたいと思います。

なお、9月6日金曜日、9月9日月曜日、9月10日火曜日を調査休会、9月27日金曜日を休会としたいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は9月9日月曜日の正午までとしたいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について議長から報告があります。

○吉田武司議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告します。

市長選出区分及び市議会議員選出区分において欠員が生じたため、同連合会規約に基づく選挙を実施する旨の通知がありました。

候補者数は、市長選出区分においては欠員1名に対し候補者1名、市議会議員選出区分においては欠員3名に対し候補者3名となり、いずれの区分においても選挙は行わないこととなりましたので、御報告いたします。

○齊藤克己委員長 ただいま議長から発言がありました件は御了承願いたいと思います。

次に、意見書案についてであります。公明党から1件の意見書案が提出されております。

この意見書案の調整のため、9月11日水曜日の総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

また、調整が整った場合は9月25日水曜日、一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、決算審査について確認をいたします。常任委員会の付託としますので、市長への質問事項や指摘事項は委員会ごとに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

また、市長への質問は、委員会において審議を尽くしても疑義が残った、または生じた場合に行うものとし、指摘事項は、審査に触れ、かつ市長への質問を経ても、今後の予算編成や執行で特に留意することを求めることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

なお、市長への質問事項は、1つの質問につき1回の回答で完結となりますので、御承知おきください。

万が一指摘事項が生じた場合、内容によっては両常任委員会と調整する必要があります。その際は、正副議長と両正副常任委員長で調整することを御承知おきください。

なお、平成29年度各会計決算に係る各常任委員会の指摘事項はございませんでしたので、執行部からの改善策はございません。念のため報告しておきます。

決算審査の確認は以上ですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、次に、今期定例会のポスターを掲示しておりますが、この掲示したとおりとした

いと思いますが、何か御意見ございますでしょうか。

赤松委員。

○赤松祐造委員 ちょっと遠くから見たときに、白抜きの字というのはやっぱり弱い。和光市議会というところの帯のところが色が薄くて弱いよ。ぱっと見て、やっぱりあれが広報掲示板としたら、市議会がばあんと見えるようにしないと傍聴来ないだろう。

○齊藤克己委員長 個々人の意見、感覚ですので、それぞれあるかと思えますけれども、今回のものに関しては修正する時間はありますか。なければ、また今後の参考にしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「調整してみます」という声あり〕

○齊藤克己委員長 はい、わかりました。

では、よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、異議がないので、基本このとおりにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和元年和光市議会9月定例会についての協議を終了いたします。

次に、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてであります。

前回の議会運営委員会において、議会改革について、議会や議場、議会図書室のあり方をテーマとして今年度をめどにまとめることが決定しております。

より具体的な期限について事務局から説明をお願いいたします。

○末永議事課長 市庁舎にぎわいプランの担当課である資産戦略課に確認したところ、議会としての御意見は11月中旬までにはいただきたいとの回答がありました。

○齊藤克己委員長 はい、ありがとうございました。

過日の全員協議会でにぎわいプランについて説明をいただきましたが、議会としての意見を11月中旬までにまとめるということで時間的なめどは出てきております。取り組みを進めるに当たり、具体的な課題や取り組みについて各会派で御検討の上、本日御提案いただくことになっておりました。今事務局から議会としての意見は11月中旬までにとの説明がありましたので、この時間的なスケジュール感も含めて、各会派から御意見をいただきたいと思えます。前回の議会改革から1カ月たっておりますので、思い起こしながらまた各会派で御意見をいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

それではまず、猪原委員からお願いいたします。

○猪原陽輔委員 まずは市庁舎にぎわいプランの中で議会の図書館について挙げられているわけですが、こちら3階から4階に移転という1つの提案がなされているわけですが、移転よりも先に、この議会図書館の利活用のことを考えるべきではないかと考えております。これまでの議会改革の中でも図書館については触れられているわけですので、こちらの現状分析、

課題を整理した上での、その次に移転というのを議会としては考えるべきではないかと思しますので、現状の活用状況と、どうしたらさらに活用されるようになるかということも考えた上での移転に進んでいただきたいというのが1つの意見でございます。

次に、ギャラリー機能についてですが、ちょっと丸い形をしているので、カメラを設置すると、全協でも一応考えとしては提示はございましたが、丸いので、カメラの設置台数が複数要ることになると思いますので、これは費用的にもかなりかさむのではないかと懸念しております。ということでしたら、この行政棟と議会棟を結んでいる渡り廊下をギャラリー機能にすれば、監視カメラの設置は1台で十分だと思いますので、そちらのほうに変更したほうがいいのではないかというのが私たちの会派の意見でございます。

次に、展示棟にあるギャラリー機能をこちらの議会棟の3階に移転という提案でございますが、そもそも現状の展示場の利活用の現状というのをまだ把握できていないのではないかと。例えば稼働率であったりとか、どういうイベントがあったりがされているのか。それは今まで展示棟でやっていたイベントが仮に3階に移転したとき、その同じ内容のものの展示が可能かどうか、そういった検討も必要なのではないかと、それを踏まえた上での提案をしていただきたいと思っております。

次に、議会棟の親しみ向上プロジェクトで直接触れられているわけではございませんが、2階の打ち合わせスペースとか控室に関しても、活用が余りされていないというようなことをちょっと言われたことがございますので、こちらについても議会としてどう考えるべきかを皆さんで議論されたほうがいいのではないかと考えております。

最後に、この間の全協が終わった後に1つ気づいた点がございまして、矛盾点が1個あると考えております。先ほどの繰り返しになりますが、基本方針の中に議会棟にあるギャラリー機能を議会棟の3階に移転すると書かれております。一方で、効果のところには展示棟にあるギャラリー機能を維持するとともにと書かれているんですね。この文章が展示棟のギャラリー機能はそのまま残した上で、一部の機能を議会棟の3階に移転するのか、あるいはそのままそっくり移転するのかというのがこの文だけではわからないので、この辺も明確にしていきたいと考えております。

たくさんで申しわけございませんが、以上です。

○齊藤克己委員長 はい、わかりました。

やはりポイントとしては議会図書室のあり方、それからギャラリー棟、ギャラリーの活用を具体的な形で議会としてどのように受けとめるのか。また、さらに2階のスペースといいますか、議会棟全体の議会としてのあり方を考えていくということが必要だというような御意見だと思います。

それでは、緑風会、安保委員、お願いいたします。

○安保友博委員 まず、議会図書室に関しては、実質的に利活用されていない現状で、それをやはりどうするかというところで、単純には4階に移動したら余計使わなくなるのではないか

という話があり、そういう中で、議会図書室のあり方について先に検討する必要があるかというところは同じです。

また、ギャラリー機能についてですけれども、こちらもやっぱり議会中以外は議会棟全体として活用されていない現状で、限りある施設の有効利用という意味では有効な内容であろうと考える一方で、やはりセキュリティーの問題が課題になると思うので、そこについてしっかり検討していただければと思っております。

それから、展示棟の2階への移転というところもあるんですが、これについては展示棟と恐らく共存していくのかという認識ではあったんですけども、これについては先ほどのギャラリー機能とあわせて、より市民が使いやすい市庁舎の利活用という意味では、こちらも積極的にやっていくのがよいのではないかという中で、同じようにこちらセキュリティーの部分をしっかり検討していただければと考えております。

以上でございます。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

それでは、赤松委員、お願いいたします。

○赤松祐造委員 今回の説明会聞いて、何か余りよく考えずに資料を出しているという感じを受けておりました。実際、今の展示棟も完全に使われてないし、僕らも何回か使っても使い勝手が非常に悪いんですね。リニューアルしたらもっと使い勝手がよくなる。なのにこの議会棟の通路に持ってくると。あれをどうやって使うかということ、非常に難しいです。あと、お客様がそこまで上がってくるのはしんどいよね。そんなに活用はできないと思うんですね。むしろ議会事務局が騒々しくなって、てんでんばらばらのような感じになると思います。やはり今の展示棟をリニューアルし、ソフト面で使いやすくする。使ってみればわかります。職員とのいろいろな打ち合わせにしろ、何しろ、非常に制約があって使い勝手が悪いんですね。その辺を直したらもっと使い勝手がよくなると思うので、私はあの通路にギャラリーとして置くのであれば、飾る程度で、そこでギャラリーとして招待状を出して、人を集めてするにはちょっと難しいと思います。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

今の展示棟をどのようにしていくのかというのは、議会改革の中で私たちが検討するところのらち外だと思いますので、その点については向こうの判断に任せたいと思います。ただ、議論の中でそういう声もあったとまとめることもあろうかと思えます。今後展示機能や展示棟の活用についての検討の中でそういった御意見もあろうかと思えます。

次に、日本共産党、熊谷委員、お願いします。

○熊谷二郎委員 このにぎわいプランの基本方針、これを受け身で考えていくのではなくて、議会として議会棟のあり方ということは今後十分に検討していく必要があるのではないかと。そういう中で積極的な提案をしていく必要があるんじゃないかという話し合いの結果になりました。

それから、公明党からも提案があるかと思いますが、他の自治体の議会棟の活用の仕方について、先進自治体を視察して、学習していくことも大切ではないかということ、この2点になります。

以上です。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

○熊谷二郎副委員長 議事を委員長と交代します。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 公明党としましては、やはりそれぞれにぎわいプランのほうで課題として議会で検討してもらいたいと言っています。重立ったところは3点ですね。1階の活用、それから3階のギャラリー機能ということと、議会図書室のあり方は何らかの形でこの11月中旬までに議会として結論を出していく必要があるのかと思っております。それは皆さんとやはり一緒だと思っております。

それから、その中で議会図書室のあり方を検討するのに直接的な事例はないんですけれども、新座市などは新しい庁舎になりまして、議場も変わったということで、あそこはICTの活用で、タブレットを活用したりしていますので、他市の参考として議場のあり方というのも手軽に見れるということで、見に行ってもいいのではないかと感じはいたしました。

それから、先行事例として調べてみますと、呉の市議会が独自で司書を配置して、議会図書室の活性化に努めているというような例もございました。

それから、あと市の図書館と連携をして、その図書館の支援で蔵書、少ない議会の図書購入費への対応として、図書館から団体貸し出しを議会の定例会ごとに行って、審議に役立てるような形で活用しているという事例もありましたので、今後議会図書室の活性化ということも含めて、先進事例を研究していく必要があるのではないかと思っております。

以上です。

○齊藤克己委員長 議事を副委員長と交代いたします。

それでは、あとオブザーバーの方ですけれども、何かこの件について御意見があればお願いいたします。なければ構いません。

赤松委員。

○赤松祐造委員 さっき展示だけ言ったんですけれども、3階の私たちが使っている議場をこの際リニューアルして、使わない椅子が後ろに1列あったり、速記するところですね、あれも何も使っていないわけですから、この際思い切って、その辺を取ってスペースを広くする。また、できれば後ろに傍聴席に大勢来たら座れるようにする。それはちょっと難しいかもわかりませんが、ちょっと要らんテーブルがありますよね。その辺をもう一回リニューアルというか、整理していただければと思います。提案。

○齊藤克己委員長 わかりました。

そういうところも含めて、直接的な回答とは別に、この際議会のあり方、それから議場のあ

り方について検討していくということで御了解いただければと思います。

それでは、皆さんの御意見が一通り出ましたので、先ほど申し上げた3点について、にぎわいプランに対しての議会としての返答として、直接的には1階の活用、議会活動として市の特徴をPRする場にしたいというようなお話もございましたけれども、そこに対して議会としてどのように絡んでいくのか、考え方を示していくのか。そして、3階のギャラリー機能に対する市の考え方、それから議会図書室のあり方ということで、にぎわいプランに対する議会の返答として重立った点、3点あるかと思いますが、ここを中心に議会改革、議会のあり方、議場のあり方について検討したいということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

この内容については、また正副委員長と、それから事務局で調整をさせていただいて、日程もあらかた出ておりますので、また皆さんにスケジュール等もお示しできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議員研修会についてでございます。

前回の議会運営委員会において、研修テーマとして複数の会派から提案のあった内部統制・コンプライアンスについて、提案会派から具体的な講師等、より細かい案を御提示いただくこととなっております。

それでは、具体的にこの講師がということがあれば御説明いただきたいと思うのですが、では、猪原委員、お願いいたします。

○猪原陽輔委員 前回の議員研修会の提案で、コンプライアンス、あと内部統制ということで提案させていただいて、講師を調べまして、お1方提案申し上げたいと思います。その方が一般社団法人日本経営協会の専任講師の森健氏です。元下田市の職員の方で、いろいろな課も御経験なんですけれども、防災関係で県庁に出向されておまして、そこで組織的なことも内部統制的なことも経験されていたり、あとは県の危機管理マニュアルの策定とかもされている方です。その後、民間企業にも行かれまして、そちらでリスク管理の責任者として、町としてグループ全体のリスク管理体制の構築などをされております。現在では、先ほど申し上げましたように、日本経営協会の専任講師としてコンプライアンス・内部統制あるいは危機管理、そういったことで御講演をされている方で、現在は御自身で総合研究所を設立されて活動されている方です。

以上です。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

休憩します。（午前10時44分 休憩）

再開します。（午前10時45分 再開）

ただいま新しい風・国民民主の猪原委員から御提案いただいた方ですけれども、議員研修会のテーマとしては、内部統制やコンプライアンスについてということで、詳細についてはまた後日検討させていただきたいと思います。

講師については、日本経営協会専任講師、森総合研究所代表の森健氏をということで調整を進めることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

以上で、その他議会運営に関することについての協議を終了いたします。

今後の議会運営委員会などの日程を確認いたします。

9月11日水曜日、本会議終了後、意見書案の調整となります。この調整が整った場合、意見書案の確認として、9月25日、本会議終了後に行います。

それから、議会だよりの編集事前打ち合わせの1回目を9月30日月曜日、本会議終了後。

それから、10月8日、9時半から議会だよりの編集打ち合わせの第2回目となります。

そして、広報議運が10月11日金曜日の13時30分から行いたいと思いますので、各議員、調整の上、出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、最後に、議長からその他の日程について御報告させていただきたいと思います。

吉田議長。

○吉田武司議長 初めに、全員協議会についてです。日程は9月5日木曜日、本会議終了後、案件は、朝霞市・和光市ごみ処理広域化における事業主体について、その他です。

次に、朝霞地区議長会議員研修会が開催されます。日程は10月28日月曜日、14時から、場所は志木市民会館パルシティで、講師はコミュニケーションサポートオフィス代表、喜山志津香氏でございます。全議員対象となりますので、欠席する場合は欠席届けを事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

○齊藤克己委員長 ただいまの件についてはよろしくお願いいたします。

そのほかに、何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時48分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 克 己